別記第6号様式（第9条関係）

|  |
| --- |
| 何告示第　　　号公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十一条の規定により個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額は次のとおりである。　　　　年　　月　　日管理者　氏名一　施設の名称及び所在二　坪数三　費用額　　昼間　　夜間 |